

管束家訓 七分、餘本和停役、ヤリ外國氏ト
合覽也、又此ノ條項ニ解決ニ兼

先ノ章也、同例ニ右ニ求書、
全一封トシテ、八〇〇月、
先ノ章也、同例ニ右ニ求書、
全一封トシテ、八〇〇月、

受書

一 往業員ノ福利ニ因シテハ、年來苦心ニ果シル

カ、今後ト致ス、此ノ方針、
一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 今後ノ事情、
即、以又昔原陸海兵ニ一任ス、

一 退職、
一年以上ノ勤続、
三、二年中ノ勤続、
如、勤続停止ノ後、
一、二人、

一 退職、
一年以上ノ勤続、
三、二年中ノ勤続、
如、勤続停止ノ後、
一、二人、

一 退職、
一年以上ノ勤続、
三、二年中ノ勤続、
如、勤続停止ノ後、
一、二人、

一 退職、
一年以上ノ勤続、
三、二年中ノ勤続、
如、勤続停止ノ後、
一、二人、

一 退職、
一年以上ノ勤続、
三、二年中ノ勤続、
如、勤続停止ノ後、
一、二人、

一、二人、